延長生（５年生以上）学費計算方法および学費額に関するお知らせ【教育学部】

本制度は**2016 年度以前**の入学者が延長生になった場合と、**2017 年度以降**の入学者が延長生になった場合とで計算方法が異なりますので、ご注意ください。

■■ １．学費計算の考え方 ■■

在学年数（休・留学期間を除いた年数（※1））が4年（学士入学者は2年）を超える場合、前学期終了時点での卒業所定単位数に対する不足単位数をもとに、学期ごとの学費額を計算します。

不足単位数については以下のとおり算出します。

不足単位数＝卒業所定単位数－前学期終了時点での卒業算入単位数

上の式で算出した前学期終了時点での不足単位数に基づき、学期ごとの授業料は以下のように算出します。

1）**2016 年度以前の入学者**が延長生になった場合

不足単位数	授業料	教育環境整備費、 全学グローバル教育費 **※4**	実験実習料、学生読書室図書費、学会会費
21 単位以上	学期所定額の満額 **※2**	教育環境整備費: 文科系 90,000 円／半期 理 系 135,000 円／半期 全学グローバル教育費: 35,000 円／半期	当該延長生と同一学科専攻専修所属の正規生（4 年生）が、学期ごとに納入する額と同額
5 単位～20 単位	学期所定額の 70%		
0 単位～4 単位	学期所定額の 50%		

2）**2017 年度以降の入学者**が延長生になった場合

不足単位数	授業料	実験実習料、学生読書室図書費、学会会費
21 単位以上	学期所定額の満額 **※2**	当該延長生と同一学科専攻専修所属の正規生（4 年生）が、学期ごとに納入する額と同額
5 単位～20 単位	学期所定額の満額 **※3**	
0 単位～4 単位	学期所定額の 50%	

例 1　卒業所定単位数が 124 単位の学科専修等で、前学期終了時までに 120 単位を修得済みの場合

124 単位（卒業所定単位数）－120 単位（前学期終了時点での卒業算入単位数）＝4 単位（不足単位数）

⇒授業料は学期所定額の 50%

例 2　卒業所定単位数が 124 単位の学科専修等で 124 単位は修得したが、卒業要件である必修科目 8 単位を未修得の場合

124 単位（卒業所定単位数）－124 単位（前学期終了時点での卒業算入単位数）＝0 単位（不足単位数）

⇒必修科目 8 単位が未修得であるが、卒業算入単位数が卒業所定単位数に達しているため、不足単位数は 0 単位となり、授業料は学期所定額の 50%

※1「CS プログラム」および「ダブルディグリープログラム」は学籍上は在学扱いの留学となるため、留学期間は在学年数に含まれます。「交換留学（EX プログラム）」および「私費留学」の場合、留学先で修得した単位が早稲田大学の単位として認定（単位認定）されれば希望により留学期間を在学期間への算入することが可能です。

留学から帰国後に単位認定を行い、留学期間が在学期間に算入されることによって、在学年数が 4 年（学士入学者の場合は 2 年）を超えることが見込まれる場合であっても、延長生学費の対象となるためには、**前学期終了時までに、留学先で修得した単位の認定および留学期間の在学期間への算入が決定され、結果報告を受けていることが必要です。単位認定の具体的な申請締め切り日等は教育学部ホームページに掲載の「単位認定スケジュール」をご確認ください。**

https://www.waseda.jp/fedu/edu/students/abroad/

学期開始後に単位認定および在学期間への算入が承認され、学籍上、当該学期の開始時点に遡って延長生となる場合であっても、**延長生学費を遡及して適用し、当該学期の学費を再計算することはありませんので、ご注意ください。**

※2 学期所定額とは…当該延長生と同一学科専攻専修所属の正規生（4 年生）が、学期ごとに納入する学費の所定額のこと。

【2016 年度以前入学者が 2020 年度以降延長生として在学する場合】

2016 年度以前入学者が延長生となり、その時の 4 年生が 2017 年度以降の入学者である場合は、「2016 年度入学者が 5 年生になった場合」の授業料（ 文科系 402,500 円／半期 ・ 理系 587,500 円／半期 ）が、学期所定額となります。

※3 後述のとおり、留学をしたことが理由で延長生となる場合は、特例があります。

※4 教育環境整備費は 2012 年度～2016 年度入学者、全学グローバル教育費は 2014 年度～2016 年度入学者が対象です。

※5 卒業所定単位数は入学年度、学科専修等、入学形態により異なります。学部要項や授業ガイドでご確認ください。

■■ ２．留学をしたことが理由で延長生となる場合【2017 年度以降の入学者のみ適用】 ■■

在学中に1学期相当期間以上留学した学生が延長生になった場合、教授会が特別に認め、かつ前学期終了時点での卒業所定単位数に対する不足単位数が 5 単位以上 20 単位以下である場合に限り、学期所定額の 50%に相当する金額とします。ただし、本基準の適用は1年間（2学期）分の授業料を上限とします。*なお、適用対象者は学部で決定しますので、学生からの申請は不要です。*

不足単位数	授業料
21 単位以上	学期所定額
5 単位～20 単位	学期所定額の 50%
0 単位～4 単位	学期所定額の 50%

■■ 3．納入期限について ■■

延長生になった場合は、それまでと納入期限が変わります。延長生の学費引落日は、春学期分は 7 月 5 日、秋学期分は 12 月 5 日となります。具体的な学費額等は、学費振替約 2 週間前に学費等口座振替通知書にて通知いたします。

以　上

教 育 学 部